

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、九十九里地域水道企業団の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入に関する契約に係る平成30年4月1日から平成33年3月31日までの一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格、入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)の申請時期及び申請方法等について、次のとおり定める。

平成29年8月25日

九十九里地域水道企業団
企業長 志 賀 直 温

第1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められた者とする。

- 1 施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者(特別の理由のある者を除く。)
- 2 破産者で復権を得ない者(特別の理由のある者を除く。)
- 3 施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定により入札に参加させないこととされている者
- 4 建設業にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可及び同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていない者
- 5 測量業にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていない者
- 6 建築設計業(建築士法(昭和25年法律第202号)第3条又は第3条の2の規定により一級建築士及び二級建築士以外の者の行うことができる設計又は工事管理を除く。)にあつては、同法第23条第1項の規定による登録を受けていない者

第2 資格審査の基準日

資格審査の基準日は、申請日とする。

第3 入札参加資格審査申請書及び添付書類等

資格審査を受けようとする者は、平成30・31・32年度九十九里地域水道企業団建設工事等一般競争入札・指名競争入札参加資格審査申請受付要領により申請しなければならない。